

株式会社千葉興業銀行での「WEB遺産整理～ネットで相続代行～」の 代理店販売開始について

みずほ信託銀行株式会社(取締役社長:梅田 圭)は、2020年10月1日より株式会社千葉興業銀行(取締役頭取:梅田 仁司)を代理店として、千葉興業銀行の独自の商品名をつけた「ちば興銀 WEB 遺産整理」(以下、「本商品」といいます)の取り扱いを開始します。

本商品は、完全非対面で相続手続きを完了することが可能な商品であり、新型コロナウイルス感染拡大に伴って生じた新しい生活様式にも対応したサービスです。

金融機関に行く時間がないお客さまや近隣に店舗がないお客さまであっても、24時間・場所*を選ばず、相続手続きを進めることができます。

※ 日本国内の居住者に限ります

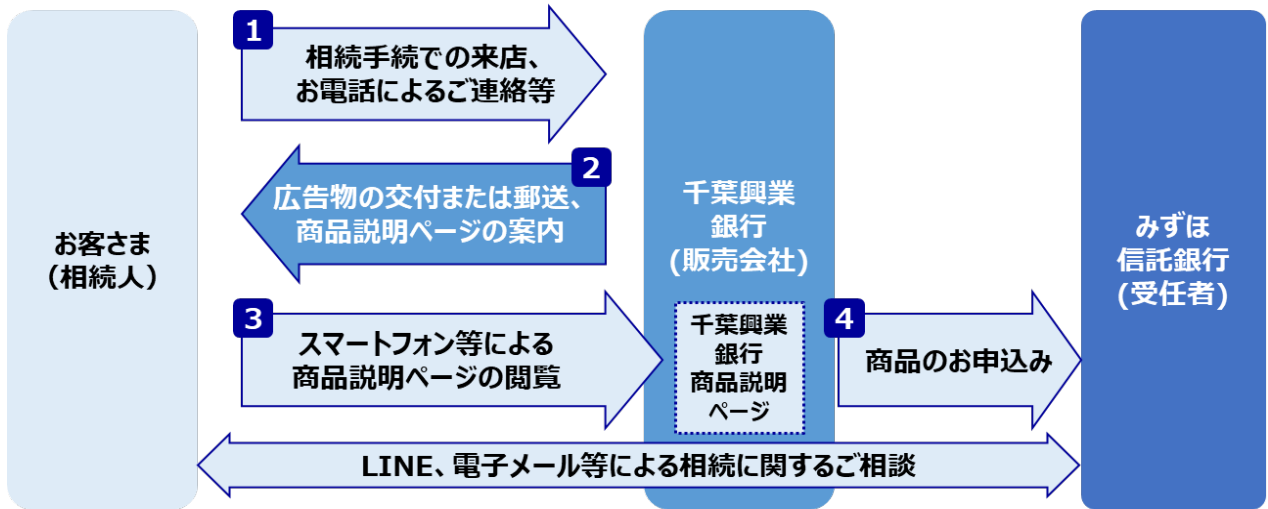
お客さまはスマートフォンやパソコンで千葉興業銀行のホームページに掲載されている本商品のご案内・お申込みフォームから簡便にお申込みいただくことができ、相続手続きの完了まで、店頭への来店や面談の必要はありません。

また、みずほ信託銀行担当者によるLINE、電子メール等での相続相談の受付体制も整備しており、千葉興業銀行のお客さまと担当者双方が抱えている相続対応の負担を軽減します。

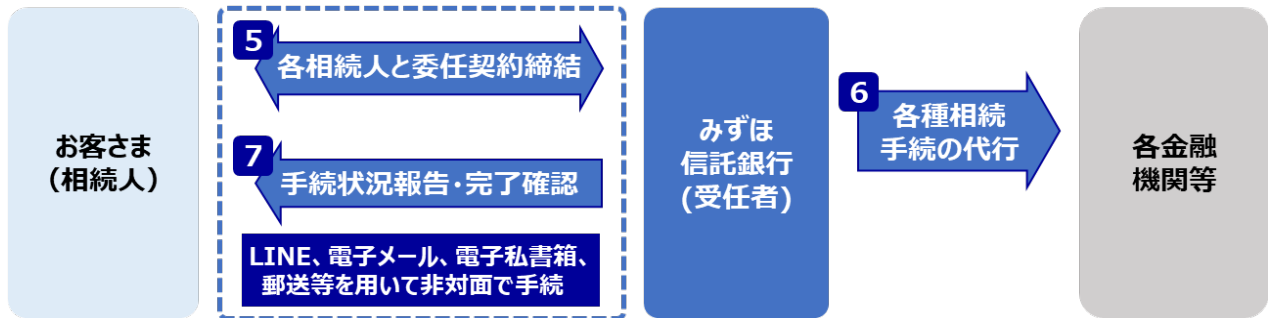
みずほ信託銀行は、今後もデジタルテクノロジーの活用を通じ、地域金融機関とともに、お客さまの相続手続きにかかるお悩みに応えていきます。

【「ちば興銀 WEB 遺産整理」商品スキーム】

お申込みまでの業務フローイメージ



お申込み後の業務フローイメージ



【「ちば興銀 WEB 遺産整理」商品概要】

取扱開始日 : 2020年10月1日

お手続きの対象	<ul style="list-style-type: none"> 銀行・ゆうちょ銀行・信金・信組・農協・証券にある被相続人名義の金融資産（保険、非上場株式は除く） 不動産は、被相続人名義の自宅のみ（賃貸不動産、借地権付き建物、自宅併用アパート、農地等を除く）
対象となるお客さま	<ul style="list-style-type: none"> 相続人の人数は5名以下 相続人に非居住者・海外在留者・未成年者・制限行為能力者の方がいる場合は受託不可 相続開始日より5年以上経過しておらず、相続開始日が特定できること
手数料	<ul style="list-style-type: none"> 基本報酬40万円(税別)：千葉興業銀行・みずほ信託銀行・みずほ銀行・証券会社以外の金融機関の本支店5店舗までは基本報酬で対応、5店舗を超えた場合は2万円(税別)/店舗数が加算 証券会社1店舗(上場株式5銘柄まで)：2万円(税別)/店舗数が加算 証券会社1店舗あたりの上場株式が5銘柄超の場合、1銘柄ごとに0.5万円(税別)追加(上場株式以外は銘柄数による追加加算なし)
資金の受取口座	千葉興業銀行、みずほ信託銀行またはみずほ銀行の指定口座

以上